

毎週火、金曜日発行（但休日は、昭和三十二年四月十五日第三種郵便物認可）

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇訓令 鳥取県立中央病院処務規程の一部改正
- ◇告示 気腫を予防注射の実施  
家畜人工授精師の免許  
建設業者の登録まつ消  
米飯提供業者の登録
- 土地改良区定款変更認可
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良事業計画の認可
- 土地改良事業計画の縦覧
- ◇教委規則 鳥取県教育公務員採用志願者名簿設置規則等を廃止する規則
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安規則 幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正
- ◇人委規則 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正

◇公告 県有財産の一般競争入札  
二級建築士試験の実施

## 訓 令

### 鳥取県訓令第五号

鳥取県立中央病院

鳥取県立中央病院処務規程（昭和三十一年五月鳥取県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年四月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第二条第一項中「内科、」を「第一内科、第二内科、」に改める。

## 附 則

この訓令は、昭和三十三年四月十六日から施行する。

## 告 示

鳥取県告示第七十二号

次のように気腫を予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年四月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 気腫を予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛、但し生後三箇月以内及び分娩前後一箇月

以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射の方法 気腫を予防液皮下注射法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
自四月二十二日 至"二十七日	伯 南 町	同上
自五月 六日 至"十一日	高 宮 村	"

自" 十三日	福 栄 村
自" 十五日	"
自" 十六日	多 里 村
自" 十八日	"
自" 二十日	黒 坂 町
自" 二十五日	"
自" 二十七日	石 見 村
自" 一日	"

鳥取県告示第七十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条の規定により次のとおり家畜人工授精師の免許をした。

昭和三十三年四月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

免許番号 家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類

免許番号	家畜の種類	住 所	氏 名
四〇六	牛	鳥取県西伯郡名和町大字高田一、二二二番地	藤原 一 男
四〇七	"	大字大塚二四八番地	勝 部 操
四〇八	"	大字豊成二、二四四ノ一	西 吉 虎 太
四〇九	"	東伯郡関金町泰久寺一二七番地	小 林 早 月
四一〇	全家畜	山口七三九番地	安 藤 金 文
四一一	牛、めん山羊	西伯郡大山町平三三四番地	杉 谷 享 一
四一二	牛	淀江町八区	熊 谷 千 津 子
四一三	牛、めん山羊	東伯郡東伯町上伊勢一一一番地	中 島 諱
四一四	牛	字上法万一〇四番地	横 山 勝 己
四一五	"	大栄町亀谷六四八番地	遠 藤 技 明
四一六	"	三朝町余戸三三七番地	野 見 栄
四一七	"	久原五四九番地	山 根 利 季
四一八	"	赤碓町大字西宮八〇番地	田 中 寿 光

鳥取県告示第七十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により

建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年四月十二日

登録番号	登録年月日	鳥取県知事	遠藤	申請者氏名	登録まつ消年月日
鳥取県知事登録 (は)第二六三号	昭三〇、五、八	谷村	組	西伯郡大山町大字今在家	昭三二、三、三〇

鳥取県告示第七十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三三号)第三十五条の四の規定にもとづき、四月五日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十三年四月十二日

登録番号	氏名	名称又は屋号	鳥取県知事	遠藤	営業の場所
六六五	西尾 あい		八頭郡智頭町智頭一、六四八の三		住所に同じ
六六六	更田かつゑ	湯の華食洞	東伯郡東郷町中興寺四〇四		
六六七	藤田 悦子	富士屋食堂	"	四一	
六六八	松田とみ子	吉野屋	八頭郡八頭村才代二八四		
六六九	井田 光子	井田 商店	岩美郡福部村細川六六三ノ二		

六七〇	伊坂 定吉	有限会社 東光園	米子市皆生一、七五〇		
六七一	鎌田 もと	小松家	" 立町四の一七五		
六七二	山形 春枝	みなとや	" 灘町二の四一		
六七三	井田 清子	真満	" 朝日町二五		
六七四	伊沢 貞子	不老園	西伯郡淀江町淀江六八一		
六七五	小川 しか	かのこ	" 六〇八		
六七六	松原 静栄	美松食堂	" 七二五		
六七七	小谷あつ子	憩旅館	倉吉市大正町		
六七八	青滝 静子	白梅	米子市道笑町二の一〇二の九		
六七九	西原 政吉	さかえ	鳥取市立川町一の一五		
六八〇	岩淵 米子	栄鶴	" 本町三の四八		
六八一	中尾 ゆき	一番食堂	" 川外大工町五三		
六八二	中村 載子	ななか忠	" 川端四丁目九八	九九	
六八三	斉藤志代子	宝屋	" 吉岡温泉町七七二		
六八四	松本 英伸	エビス家	米子市灘町三の一四		
六八五	横尾 正子	有楽旅館	八頭郡智頭町郷原一五一の一		
六八六	野津 ヒラ	かめや	境港市大正町一〇〇		
六八七	柳楽 源七	日の丸食堂	" 本町三一		

- 六八八 遠藤 光子 つるや 倉吉市明治町
- 六八九 鳥飼 与吉 せき屋 " 鍛冶町二の二、八四八
- 六九〇 木谷 徳市 松江旅館 東伯郡赤碕町赤碕
- 六九一 田中ふみ子 有限会社福寿家支店 米子市中町四八
- 六九二 能見 絹枝 さわやか 倉吉市昭和町
- 六九三 船越 勇吉 駅前食堂 " 明治町
- 六九四 田中 勝平 やよい 鳥取市鹿野町
- 六九五 涌本 澄子 山陰ホテル " 吉方三二〇
- 六九六 伊藤 泰雄 松屋旅館 " 瓦町一三四
- 六九七 吉田 正之 よしだや " 江崎町一四
- 六九八 小西 岩雄 ときわ 境港市栄町六八

鳥取県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条  
 第二項の規定により、東郷湖周辺土地改良区の定款の変  
 更について、昭和三十二年四月八日認可した。

昭和三十二年四月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条  
 第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が  
 退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十二年四月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名および住所

東郷湖周辺土地改良区

理事 山口 毅 東伯郡羽合町大字上浅津  
 山口土地改良区

理事 山本 武雄 東伯郡関金町大字山口

光村 福美

杉山 繁寿

楠本 惣市

蔵富 重文

村岡 春寿

村岡 政明

蔵富 延寿

監事 美船 公輔

就任した役員の名および住所

山口土地改良区

理事 山本 武夫 東伯郡関金町大字山口

光村 福美

杉山 繁寿

楠本 惣市

蔵富 重文

村岡 春寿

村岡 政明

監事 蔵富 延寿

美船 公輔

東郷湖周辺土地改良区

理事 中村 平助 東伯郡羽合町大字上浅津

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八  
 条第三項において準用する第十条第一項の規定により、  
 散岐村山上土地改良区の新たに行おうとする土地改良事  
 業計画について、昭和三十二年四月五日認可した。

昭和三十二年四月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第七十九号

県営で石脇第二地区農地保全事業を行うため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、土地改良事業計画を定めた。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年四月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

県営石脇第二地区農地保全事業計画書

二 縦覧期間

昭和三十三年四月十三日から同年五月二日まで

三 縦覧の場所

東伯郡泊村役場

四 異議の申立

利害関係人において当該土地改良事業計画に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

教育委員会規則

鳥取県教育公務員採用志願者名簿設置規則等を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十三年四月十二日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

鳥取県教育委員会規則第四号

鳥取県教育公務員採用志願者名簿設置規則

等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

鳥取県教育公務員採用志願者名簿設置規則（昭和二十四年二月鳥取県教育委員会規則第六号）

教育公務員の意に反する不利益処分及び懲戒処分に関する審査手続規則（昭和二十五年四月鳥取県教育委員会規則第五号）

鳥取県へき地公立学校指定に関する規則（昭和三十年九月鳥取県教育委員会規則第五号）

青少年指導員設置規則（昭和二十八年六月鳥取県教育

委員会規則第五号

附 則

この規則、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年四月十二日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

一 日時 昭和三十三年四月十六日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題 1 事務局人事について

2 その他

公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年四月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第三号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表二

巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

五七	大山町坊領	大山町大字坊領	大山町のうち大字坊領、佐摩、今在家、前、豊房、鍛戸、大山寺、宮内、平及び赤松のうち小字中槇原
五七	大山町坊領	大山町大字坊領	大山町のうち大字坊領、佐摩、今在家、前、豊房、鍛戸、大山寺、宮内、平、赤松
四九	伯仙町尾高	伯仙町大字尾高	伯仙町のうち大字尾高、下郷、泉、岡成及び大山町大字赤松のうち小字一谷大谷、下槇原
四九	大高村	大高村大字尾高	大高村
四七	伯仙町河岡	伯仙町大字河岡	伯仙町のうち大字河岡、福万、石州府、日下
四七	県村	県村大字河岡	県村

五八	〃 栃本	〃 大字栃本	〃 雨滝、拾石、榑城、栃本、下木原、石井谷、大石、上木原
五七	〃 中河原	〃 大字中河原	〃 大成村のうち大字上地、新井、吉野、松尾、中河原、殿、山崎、神護、荒船上荒船
五六	〃 谷	〃 大字谷	〃 鉦、谷、鉦、垣、麻生、山根、広西、岡益、玉
五五	国府町宮下	岩美郡国府町大字宮下	国府町のうち大字庁、奥谷、法花寺、中郷、分田、宮ノ下、国分寺、三代寺、町屋、美敷
五五	〃 字倍野村宮下	岩美郡字倍野村大字宮下	〃 字倍野村のうち大字庁、奥谷、法花寺、中郷、分田、宮ノ下、国分寺、三代寺、町屋、美敷

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年一月一日から適用する。

人事委員会規則

職員の特務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年四月十二日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 寛 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の特務手当の支給に関する規則の

一部を改正する規則

職員の特務手当の支給に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第二条第一号中「野と、病」を「ブルセラ病、仮性皮疽」に、同条第二号中「ブルセラ病、破傷風、伝染性貧血、口てい疫」を「口てい疫、出血性敗血症、トリパノゾーマ病(病原体がトリパノゾーマ・ブルセイ、トリパノゾーマ・エバンシイ及びトリパノゾーマ・エクイベルズムであるものに限る。)」に、同条第三号中「出血性敗血症、牛の放射状菌病」を「馬伝染性貧血」に改める。

第二条に第二項として次の一頭を加える。

2 同一人が二以上の伝染病又は家畜伝染病の防疫に従事した場合においては、それらのうち、最も危険又は困難なもの区分による額を支給する。

第十条中「様式第十」を「様式第十一」に改める。

様式第十の次に次の様式十一を加える。

様式 第 1 1

日 曜	所属長印 直接監督者印	手 当	の 区 分	給 料	従事者印	氏 名	
						職 名	備 考
1							
2							
30							
31							
計	条例第20条第2項第1号	日 1日につき給料月額1/25の50/100			円 合計	円 支給額	円
〃	第2号	日 〃		60/100	円		

備 考 1 所属長とは本庁にあつては課長、廳にあつては廳長をいふ。

2 直接監督者とは本庁にあつては係長、廳にあつては廳の課長又は係長をいふ。

3 手当の区分とは条例第20条第2項各号の区分をいふ。

4 所属長は、必要に応じてこの様式に所要事項を加え又は縦書きとすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

公 告

次のとおり県有財産を一般競争入札によつて売却するので公告する。

昭和三十二年四月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 売却物件の所在場所  
鳥取市西品治字行徳西前
- 二 売却物件

鳥取県工業試験場繊維化学部機械製紙施設

三 現場説明

昭和三十二年四月十七日

四 入札場所、日時、その他

1 入札執行年月日 昭和三十二年四月十八日

2 場 所 鳥取県商工課

3 当日の時間割 午前十時 商工課集合  
午前十時から午前十時二十分  
まで

契約条件その他について説明

午前十時三十分入札開始

五 開 札 入札直後実施

六 入札保証金

入札金額の百分の十を納付するものとする。

七 契約の締結

落札後契約の締結を行う。

八 その他

1 代理人において入札する場合は委任状を持参すること。

2 印鑑、筆記具を持参すること。

3 入札、契約条件について不明の点は鳥取県商工課あて問合すること。

昭和三十二年二級建築士試験公告

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定による昭和三十二年二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和三十二年四月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一 受験資格

昭和三十二年六月二十二日までに次の各号の一つに該当する者

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
- 三 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

四 建築に関して七年以上の経験を有する者  
備考

外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を聴講した者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については二級建築士試験受験資格認定基準(昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号)によつて個別に審査され受験資格を認められることがあります。

第二 申込手続

一 申込期間

昭和三十二年四月二十日から同年五月十五日まで。  
(郵送の場合はこの期間内の消印のあるものに限ります。)

二 申込の方法

(1) 申込関係用紙の請求先  
県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所(以下「出張所」という。)  
(郵送で請求する場合は表に(二級建築士試験申



込用紙請求」と朱書し、所要の郵便切手をはつたあて先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。

(2) 申込書類の提出

受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出して下さい。

- (イ) 実務経歴書
- (ロ) 受験票
- (ハ) 証明書その他の書類

受験資格のあることを証明する書類（これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類）又は建築士法第十五条第一号、第二号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

(ニ) 写真（受験票にちよう、付すること）

申込前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で縦五、五センチメートル、横四センチメートルのもの。

(3) 受付

県建築課及び土木出張所で受け付けたときは受験票に受験番号と係員の印を押し申込者に渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

一 試験の期日及び時間割

第一日 六月二十二日（土曜日）

午後二時から 建築施行  
午後三時三十分まで

午後三時四十五分から 建築法規  
午後五時十五分まで

第二日 六月二十三日（日曜日）

午前九時から 建築構造  
午前十時三十分まで

午前十時四十五分から 建築計画  
午後零時十五分まで

午後一時から 建築設計製図  
午後五時三十分まで

備考

昭和三十一年二級建築士試験に三科目又は四科目に合格点を得てその科目の試験の免除を受けたものは、残りの科目の試験だけを受けて下さい。

二 試験の場所

鳥取市立川町五丁目

鳥取県立鳥取工業高等学校

三 携行品

- (1) 受験票
- (2) 建築関係法令（解説を付したものは除く）
- (3) 鉛筆、小刃、消ゴム、二〇センチメートル—三〇センチメートルの物指
- (4) 昼食
- (5) 上草履

四 合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに、県建築課において公告し、試験科目のうち三科目又は四科目に合格点を得たものにはその旨本人に通知します。

発表の期日は昭和三十三年八月中旬の予定です。

注

- (1) 申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに県

建築課へ連絡して下さい。

(2) 詳細については、建築士法（昭和二十五年法律第百二二号）同法施行令（昭和二十五年政令第百一十号）同法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）を参照の上不明の点は県建築課又は土木出張所に問い合わせして下さい。（通信による場合は所要の郵便切手をはつたあて先明記の封筒又は葉書を同封のこと）

